資料５

デマンド型交通システムの計画案の策定

１．確保すべきサービス水準の設定

- 須衛・各務地区及び鵜沼南地区において新たに導入するデマンド型交通は、ふれあいバスと連動する交通手段として機能することから、ふれあいバスの運行頻度（毎日運行、１日あたり１６便）を確保する。

■サービス水準の設定

運行日	● ふれあいバスの運行日
運行時間帯	● ７時台～１７時台（ふれあいバスの運行ダイヤに対応） ● 概ね１時間に１本を基本ダイヤとする ※予約がない場合は運行しない
ダイヤ	● 各停留所の発着時刻は、最寄り拠点のふれあいバス発着時刻との整合を図る

２．運行形態・運行方式の検討

- 最寄り生活拠点までの予約方式による自由経路ミーティングポイント型のデマンド運行とする。
- デマンド運行システムは、最寄りの鉄道駅及びふれあいバスのバス停がある主要バス停へのアクセス手段の確保を目的とし、予約方式の乗り合いタクシーにより、乗降予約のある停留所間のみを最短距離で運行する“区域運行方式”とする。

① 運行形態・運行方式（その１）

	須衛･各務地区	鵜沼南地区
運行区域	須衛町、各務おがせ町、各務東町等に内包される地域	鵜沼羽場町、鵜沼真名越町、鵜沼小伊木町、鵜沼、鵜沼丸子町、大伊木町等に内包される地域
停留所（ミーティングポイント）	２２箇所	１２箇所
発着拠点となる施設	● 市民球場前 ● テクノプラザ ● 岐阜バスコミュニティ ● 鵜沼サービスセンター前 ● 苧ヶ瀬駅	● 市民プール ● 陵南福祉センター前 ● 名電各務原駅

※詳細な停留所位置等については、「**資料２**」を参照

② 運行形態・運行方式（その２）

	仕様
運行事業者	● 未定
運行形態	● 予約の乗り合いタクシーにより、乗降予約のある停留所間のみを最短距離で運行する“区域運行方式”
車両	● タクシー事業者の事業用乗用自動車と併用する。 ● 各地区、中型タクシー（１台）を基本とする。 ● 一般タクシーとデマンドタクシーを区別するために、デマンドタクシーには専用のマグネットシートを貼り付けるものとする。 ● 予約人数が乗車定員を超えた場合は車両を追加する。
予約の受付と配車の方法	● 予約は利用者からの電話連絡で受け付ける。 ● 電話での受付時間は、乗り継ぐふれあいバスの出発時刻の概ね１～２時間前までとする。 ● 受付時間、前日予約、定期的利用予約の扱いについては受託交通事業者と協議する。

※ デマンド型交通については、住民に対して利用方法等を事前に説明し、利用方法の周知と利用促進を図る。